

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(入国時に有効と認められるワクチン接種証明書: ワクチンの追加)

2022年4月21日
在ギリシャ日本国大使館

1 現在、日本の水際対策措置により、過去14日以内にギリシャに滞在した方が日本へ入国する際、検疫所に対して日本政府が有効と認める必要条件を満たした3回目ワクチン接種証明書(写し可)を提示した場合、入国後の自宅等待機の免除措置の適用が認められます。

2 当該措置の適用にあたって必要となる有効な3回目ワクチン接種証明書において、4月25日午前0時(日本時間)から、新たに「ヌバキソビッド(Nuvaxovid)／ノババックス(Novavax)」が、2回目まで、及び3回目以降に接種したワクチンとして有効なものと取り扱われることになりました。

また、インド血清研究所が製造する「コボバックス(COVOVAX)」についても、同じく4月25日午前0以降、「ヌバキソビッド(Nuvaxovid)／ノババックス(Novavax)」と同一のものとして取り扱われます。

3 本件詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

■厚生労働省のサイト

●水際措置強化に係る新たな措置(27)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000901649.pdf>

●水際措置強化に係る新たな措置(27) Q&A 【4月21日時点】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000907573.pdf>

■外務省のサイト

●ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について(有効と認めるワクチンの追加)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C037.html

●海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.pdf

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp